

公益社団法人物理オリンピック日本委員会  
物理教育普及事業等積立資産規程

令和2年10月3日 施行  
令和2年10月3日 理事会承認

(目的)

**第1条** この規程は、物理教育に関する普及啓発事業その他当法人の目的を達成するための事業を長期安定的に実施する観点から、将来の支出に備えて、資金積立(以下、「物理教育普及事業等積立資産」という。)を行う場合における積立・取崩・運用について定めることを目的とする。

(積立)

**第2条** 物理教育普及事業等積立資産は、物理教育に関する普及啓発事業その他当法人の目的を達成するための事業の将来の支出に備えるため、手元資金水準を勘案した上で、理事会の決議により積立を行うものとする。

(取崩)

**第3条** 物理教育普及事業等積立資産は、物理教育に関する普及啓発事業その他当法人の目的を達成するための事業の支出に充てるため、理事会の決議によって取崩することができる。ただし、災害等の予期しない緊急時においては、理事会の決議によって上記目的以外の支出に充てるために取崩することができる。

(運用)

**第4条** 物理教育普及事業等積立資産は、安全かつ効率的に保管・運用しなければならない。

(改廃)

**第5条** この規程の改廃は、理事会の議決をもって行うものとする。

附則

この規程は、令和2年10月3日から施行する。